

甲南大学 無線 LAN ルーターの設置にかかるガイドライン(案)

2021年5月6日

情報セキュリティ管理者決定

(目的)

第1条 本ガイドラインは、情報セキュリティポリシーにもとづき、甲南大学（以下「本学」という。）内に無線ローカルエリアネットワーク（LAN）用ルーター（以下「無線ルーター」という。）を設置するにあたり、無線ルーターを設置した者（以下「設置者」という。）及び無線ルーターに接続する情報機器の利用者（以下「利用者」という。）が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 無線ルーターとは、本学ネットワークと、複数のパソコン等の情報機器を無線の電波を介して接続する機能を有した機器をいう。同機能を有したパソコン及び無線アクセスポイントを含む。

(無線ルーターの設置)

第3条 教育・研究以外の目的で、無線ルーターを設置してはならない。

(手続)

第4条 無線ルーターを設置する場合は、所定の申請書を作成し、所属する学部・センター等の情報セキュリティ部局責任者を通じて、情報セキュリティ管理者に申請書を提出すること。

2 無線ルーターの管理は、設置者が全責任を負わなければならない。

3 申請内容に変更が生じた場合、又は無線ルーターを撤去する場合は、遅滞なく情報セキュリティ管理者に届け出ること。

(無線ルーターの設定)

第5条 不正利用を防止するため、識別名（以下「SSID」という。）及びパスフレーズを初期値のまま利用してはならない。必ず任意の値に変更すること。

2 SSID は、本学の教育系無線 LAN (konan-net)、及び国際無線 LAN ローミング (eduroam) と明確に区別できる値を設定すること。

3 パスフレーズは、8 文字以上の予測困難な文字列を設定すること。他者に知られないよう設置者が適切に管理すること。

4 不正利用を防止するため、暗号化機能 (WPA、TKIP、AES 等) を設定すること。

5 MAC アドレスによる接続制限機能、SSID のステルス機能、電波出力制限機能等を有する場合は、適切に設定すること。

(無線ルーターの管理)

第6条 無線ルーターに接続できる情報機器等は明確に把握しておくこと。不特定の情報

機器を接続させてはならない。

- 2 情報機器が無線ルーターに接続した履歴を記録し、最低 1 年間は保管すること。電子的な記録ができない場合でも、いつ、誰が、どの情報機器から接続したのか記録すること。
- 3 不審な情報機器の接続や、目的外の利用がされていないか、記録を適宜確認すること。
- 4 無線ルーターのファームウェア等を最新の状態に更新すること。
- 5 無線ルーターの利用者に対して、本ガイドライン第 7 条を遵守するよう監督すること。
- 6 無線ルーターを廃棄する場合は、設定の初期化や物理的な破壊等の必要な措置を講じなければならない。

(接続する端末)

第7条 利用者は、情報システム利用内規を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、無線ルーターを利用する必要がなくなった際に、情報機器等から SSID 及びパスフレーズを消去すること。

(インシデントへの対処)

第8条 無線ルーター及び接続端末にかかるインシデント（疑いを含む）が発生した場合は、速やかに情報セキュリティ部局責任者及び情報セキュリティ管理者に報告すること。

- 2 情報セキュリティ管理者の判断により、設置者又は利用者の許可を得ることなく通信の切断、及び通信状況等の証跡や履歴の取得と分析を行うことができる。緊急対応が必要な場合は、設置者及び利用者は情報セキュリティ管理者の指示に従うこと。

(改廃)

第9条 このガイドラインの改廃は、情報セキュリティ管理者が行う。

附則

1. このガイドラインは、2021 年 5 月 6 日から施行する。